

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの期間及び同年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年3月まで
② 昭和39年9月から40年3月まで

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも短期間である上、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間の前後において申立人の生活状況に大きな変化はうかがえないことから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、昭和38年4月以降については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年6月1日に厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年2月26日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から20年2月26日まで

私は、昭和18年6月にA区（現在は、B区）にあったC社に入社した。同社は、戦争が激しくなった20年2月に工場をD県E市に疎開させ、社名もF社と変更したので、私も含め、C社の従業員のかかなりの人数がF社に異動し、継続して勤務していた。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録には、C社における記録が無く、異動後のF社における記録のみがあるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容及び同僚の氏名を詳細に記憶している上、申立人と同じ部署で勤務していたとする同僚3人が、申立人が申立期間にC社に勤務していたことを記憶していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたと認められる。

また、前述の同僚3人のうち2人は、申立期間にC社において厚生年金保険に加入しており、複数の同僚は、「C社では、従業員は入社時から厚生年金保険に強制的に加入していた。」と述べている。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、戦後復元されたとする「仮台帳」しか現存しておらず、申立期間当時に作成された

被保険者名簿は戦災により焼失したことは否定できないところ、i) 当該仮台帳には、「名簿不明仮台帳作成」、「本人の申出を参考にして喪失年月日を認定の上追記報告すること」と記載され、標準報酬等級及び資格喪失年月日が記載されていないこと、ii) 被保険者台帳索引票及びオンライン記録から、同社に払い出されたと考えられる厚生年金保険手帳記号番号に係る被保険者記録が、当該仮台帳に記載されていないこと、iii) 同一の厚生年金保険手帳記号番号であるにもかかわらず、当該仮台帳と被保険者台帳（以下「旧台帳」と言う。）では被保険者氏名が異なっていることが確認できることから、同社に係る記録管理に不備があると認められる。

また、前述の仮台帳に記載されている被保険者 119 人中 2 人の旧台帳しか保管されていないところ、そのうち一人の旧台帳には昭和 28 年以降に復元されたことが確認できる旨の記載及び備考欄に「名簿確認不能」の記載があり、別の一人の旧台帳には資格喪失日が記載されていないなど、旧台帳についても記録管理に不備があると認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の C 社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 20 年 2 月 26 日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（登記上は、B社。現在は、C社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年7月29日）及び資格取得日（昭和36年10月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月29日から同年10月1日まで

私は、昭和34年3月1日にA社の前身であるD社に入社し、平成13年12月31日まで正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険に加入していない期間となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、D社において昭和34年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、A社（昭和35年10月3日にD社から事業所名称変更）において36年7月29日に被保険者資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、同年7月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人から提出された退職所得に係る源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間を含むその前後の期間において、継続して勤務していたことが確認できることに加え、C社では、申立期間において、雇用保険の加入記録が継続しているのであれば、厚生年金保険被保険者記録も継続しているはずであるとしている。

また、申立期間当時、申立人と同質の業務に就いていた複数の同僚は、申立期間において、申立人の担当業務及び勤務形態に変更は無かったと記憶し

ており、「申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることはおかしい。」と述べており、オンライン記録により、当該複数の同僚の被保険者記録は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から34年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から32年2月1日まで
② 昭和32年10月1日から34年3月ごろまで

私は、昭和30年4月1日から34年3月ごろまでA社において、継続して一般事務の仕事に従事していたにもかかわらず、32年2月1日から同年10月1日までの期間しか厚生年金保険被保険者となっていないことが分かった。同社での勤務期間が8か月のみということは無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、専門学校に通いながら昭和34年3月の卒業までA社に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所（当時）の記録では、32年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、同僚から提出された昭和33年ごろに撮影されたと認められる社員旅行の写真には、申立人が写っていること、また、32年の初めごろ正社員としてA社に入社した同僚は、申立人と共に住み込みでおよそ2年間勤務していたと述べており、前述の申立人の主張とも符合することから、申立人は、34年3月ごろまで同社に勤務していたと認められる。

さらに、複数の同僚は、昭和32年10月1日前後に申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かったと述べている上、申立人及び同僚が記憶している

従業員全員について、いずれもA社において厚生年金保険被保険者記録があり、加えて同僚が記憶する自身の退職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録とおおむね一致していることから、申立人のみが同年10月1日に被保険者資格を喪失する事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和32年10月1日から34年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も不明であり確認することはできないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届の提出等いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が、昭和32年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から34年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人及び同僚の記憶から、申立人が、昭和30年4月ごろにA社に入社したことは推認できる。

しかしながら、入社時から正社員であり、申立人と同様に住み込みで勤務していた前述の同僚は、入社したとする時期から1年ほど後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の後任の事務担当者は、入社後の見習い期間には厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していなかった旨を述べている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年12月31日から51年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年5月6日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録及びC社（現在は、A社D工場）における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、各事業主は、申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月31日から51年1月1日まで
② 昭和58年4月30日から同年5月6日まで

私は、昭和43年にA社に入社して以来、現在まで継続して勤務してきた。申立期間は、いずれも系列会社への転勤であり、厚生年金保険被保険者記録が無いことについて納得がいかないため、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主の回答書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和51年1月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、資格喪失日は昭和50年12月31日と記載されていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、前述の事業主の回答書により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和58年5月1日にB社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、B社における資格喪失日は昭和58年4月30日と記載されていることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から7年8月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年8月31日まで

私は、社会保険事務所から説明を受けるまでは、私が勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されていることを全く知らなかった。会社の社会保険事務には関与していなかったため、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から7年8月31日までの期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月31日）の後の同年9月6日付けで、6年11月1日に遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の監査役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人自身は、会社の社会保険事務には関与していなかったと述べており、このことについて、複数の従業員は、「会社の社会保険事務について、申立人ではなく、代表取締役と事務担当者が行っていた。」と述べていることから、申立人は、前述の減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録

訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、15万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、申立期間の役員報酬は約20万円だったと述べているところ、金融機関への振込額から、申立人の申立期間のうち平成6年10月の標準報酬月額は15万円であったと推認できる。

また、申立人に係るオンライン記録によれば、当該期間の標準報酬月額については、平成6年10月1日付けの定時決定により、同日前の20万円から15万円に改定されているが、このことについて、当該定時決定の処理は同年9月21日に行われていることが確認できることから、社会保険事務所における不自然な記録訂正があったとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和40年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月26日から40年4月1日まで

私は、昭和37年8月にA社に入社した。39年に1年程度入院したものの、同社に在籍したままであり、治療に際し健康保険証を使用したことを記憶している。

申立期間は、A社がB社に商号を変更した時期であり、両事業所は同一事業所であるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、A社において昭和39年6月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同僚の記憶から、申立人は、申立期間において同社及びB社に継続して在籍していたことは推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社は、昭和39年6月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同日に被保険者全員が被保険者資格を喪失した旨の記載があるにもかかわらず、当該被保険者名簿によれば、同年9月24日に同年の算定処理が完了し、申立人及び同社の事業主については、同年10月の定時決定がいったん記録された後に取消処理が行われていることが確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった日と同日に被保険者資格を喪失し、後継会社であるB社において資格を取得している複数の同僚は、「申立期間

当時も会社の営業は継続していたため、自身も継続して勤務していた。A社が適用事業所でなくなったことは従業員には知らされておらず、従業員は、単に商号がB社に変更されただけであると理解していた。」と述べていることから、A社は、申立期間においても、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 39 年 6 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、B社における資格取得日である 40 年 4 月 1 日と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 39 年 5 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年7月までの期間、同年11月から38年4月までの期間及び40年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年7月まで
② 昭和37年11月から38年4月まで
③ 昭和40年1月から50年3月まで

国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料をさかのぼって納付できるという通知があり、妻が当時2、3歳だった第2子を背負ってA市のB支所に行き、10万円前後を納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間のほとんどの国民年金保険料は時効により納付することができない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人がさかのぼって納付したと記憶している10万円前後の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年11月ごろに時効前の過年度保険料を納付した場合、又は53年7月から実施された特例納付において納付した場合の金額であることが考えられるところ、いずれの場合にも、実際に必要であった金額と大きく異なっている。

さらに、申立期間は近接している上、3つの期間で合計137か月と長期間に及んでいる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 787 (事案 450 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月ごろから 43 年 6 月ごろまで

私は、勤務先のA社に費用を負担してもらって、昭和 41 年に第二種運転免許を取得した後、申立期間には同社B営業所に勤務していたはずだが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所であるA社は、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険の加入記録及び本社の所在地などから、厚生年金保険の適用事業所としてはC社D営業所(現在は、E社)であるところ、同社同営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、厚生年金基金の記録と一致していること、ii) 申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、E社に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかったこと、iii) 申立期間に係るC社D営業所における厚生年金保険料の控除等についての申立人の記憶は定かでないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに、申立人が申立期間と一緒に勤務したと記憶している同僚を含め、申立期間にC社D営業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している 50 人以上の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立人は、勤務先に費用を負担してもらい申立期間の昭和 41 年に第

二種運転免許を取得したとして、「運転免許経歴証明書」（自動車安全運転センターF県事務所発行）を新たに提出しているところ、同証明書の記載内容から確認できる申立人の第二種運転免許の最も早い取得時期は、同年ではなく43年であることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、C社D営業所では、第二種運転免許を取得するまでは厚生年金保険に加入させない取扱いだったと述べているところ、申立人が同社同営業所で被保険者資格を取得したのは昭和43年7月8日であることから、前述の「運転免許経歴証明書」の記載内容から確認できる申立人の第二種運転免許の最も早い取得時期と一致する。

加えて、当該第二種運転免許は、それ以前に取得していた第二種運転免許の失効後の再取得であったことも考えられるところ、当時の運転免許の有効期間が取得日から3年であったことから、昭和43年に再取得できるのは40年以前に取得した運転免許を失効した場合となり、41年に取得したとする申立人の記憶と一致しない上、同僚調査の結果、申立人が40年以前から勤務していたことを記憶している者は確認できなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 788

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月ごろから同年 9 月ごろまで

私は、昭和 62 年 6 月ごろに公共職業安定所の紹介で A 社（現在は、B 社）に正社員として入社し、製品の開発及びメンテナンスの仕事に従事した。

申立期間当時の給与明細書に厚生年金保険料の控除に係る記載があったことを記憶しているので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶しておらず、オンライン記録により申立期間に A 社における被保険者記録が確認できた複数の者は、いずれも申立人を記憶していない上、同社の事業主に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A 社の元取締役及び複数の同僚は、「入社後、試用期間があった。」と述べている上、入社時期を記憶していた同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社時期から 2 か月後の日付となっていることから、申立期間当時、同社では、入社後、直ちにすべての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで

私は、A社（現在は、B社）に正社員のボーイとして勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の上司や同僚の氏名を記憶しておらず、オンライン記録により申立期間にA社における被保険者記録が確認できた複数の者及び同社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社の元取締役は、「見習い期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

さらに、A社に昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月まで勤務していた者が記録していた日記において、同社の従業員として氏名が記録されている 28 人のうち、被保険者記録が確認できる者は 17 人であり、同社では、入社後、すべての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 23 日から 3 年 3 月 1 日まで
私は、前社を退職後すぐに、A社に正社員として入社した。

A社における厚生年金保険被保険者記録は、平成 3 年 3 月 1 日から 5 年 2 月 1 日までの期間だけだが、申立期間にもトラックの運転手として配送業務に従事しており、退職するまで勤務形態に変更は無かったので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主及び申立期間当時に経理事務を担当していた同僚は、「申立期間当時、試用期間終了後に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得手続を同時に行っていた。」と述べているところ、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、複数の同僚は、「トラックの運転手は入社後すぐに辞める人も多いため、試用期間があったと思う。」と述べているところ、複数の同僚は、自身が入社したと記憶している時期より数か月程度後の時期に被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社では、申立期間当時、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月ごろから 45 年 4 月 15 日まで
② 昭和 45 年 11 月 10 日から 47 年 8 月ごろまで

申立期間①については、A社のB案内所等において、申立期間②については、同社又は同社の関連会社であったC社において厚生年金保険に加入していたと思う。

A社及びC社の親会社であったD社で厚生年金保険に加入していた可能性もあるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社のB案内所長でありC社を実質的に経営していたとする者は、「申立人に仕事を手伝ってもらったことはあるが、社員として雇用したことはない。」と述べている。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 45 年 3 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の大部分は適用事業所ではなかったことが確認できる上、C社は適用事業所となっていない。

加えて、申立人は、「A社及びC社の親会社であったD社において厚生年金保険に加入していた可能性もある。」とも述べているところ、前述のA社のB案内所長及びD社の事業主に照会しても、これらの事業所が関連会社であった事実は確認できず、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 46 年 2 月ごろまで

私は、申立期間には、個人事業所であったA社及び法人化後のB社に住み込みで勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、これらの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、両事業所については、適用事業所名簿及びオンライン記録において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、オンライン記録によれば、申立期間には、両事業所の当時の事業主及びその妻は国民年金保険料を納付しており、申立人も、20歳になった昭和45年*月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、前述の同僚は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と述べており、オンライン記録によれば、当該同僚も、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、両事業所の当時の事業主及びその妻は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できない上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。